

**復興・創生に向けた行財政運営方針
(案)**

平成29年〇月

福島県行財政改革推進本部

目 次

I	基本的な考え方	1
II	基本的方向性及び取組方針	2
	《視点1》復興を支える財源の確保と財政健全性の確保	2
	《視点2》復興を加速させる執行体制の強化	4
	《視点3》復興を進める市町村との連携強化	7
	《視点4》復興に向けた効果的な情報発信	10
III	その他の取組	12

I 基本的な考え方

1 はじめに

震災後、本県を取り巻く社会情勢等が大きく変化し、復興に向けた取組を一層本格化させていく中で、県として明確な方向性を持ちながら、迅速かつ柔軟な対応を進めていくため、平成24年10月に「復興・再生に向けた行財政運営方針」（期間：概ね5年）を定め、行財政運営に取り組んできました。

復興・再生に向けた行財政運営方針の期間の終了にあたって、これまでの取組を総括した結果、福島の真の復興の実現に向けては、引き続き、重要な課題を数多く抱えており、社会情勢等に対応し、課題解決へ着実に歩みを進めるため、これまでの考え方を継承して復興・創生に重点を置いた行財政運営を行うこととし、「復興・創生に向けた行財政運営方針」を策定しました。

2 基本的な考え方

復興・創生を着実に進めていくためには、財源の確保や執行体制の強化、市町村との連携強化、そして国内外への効果的な情報発信が重要な課題となっていることから、次の4つの視点に重点を置いた柔軟な行財政運営を推進していきます。

【4つの視点】

- 《視点1》復興を支える財源の確保と財政健全性の確保
- 《視点2》復興を加速させる執行体制の強化
- 《視点3》復興を進める市町村との連携強化
- 《視点4》復興に向けた効果的な情報発信

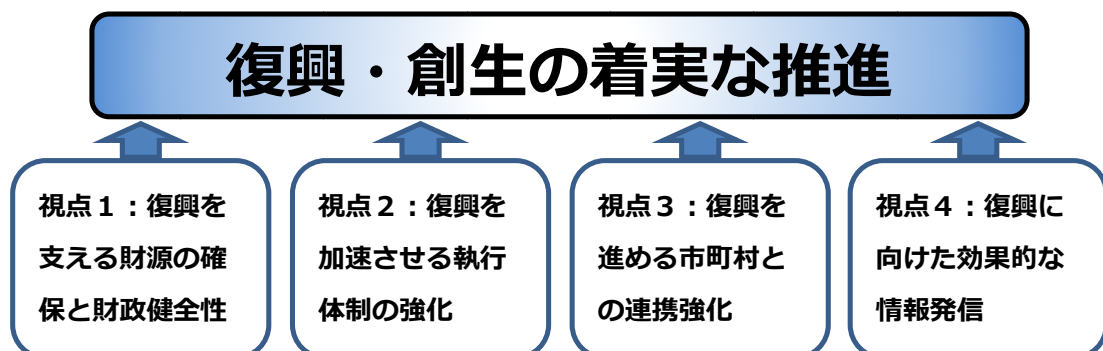
3 対象期間

復興・創生期間の終期である平成32年度末までとします。

4 進行管理

「行財政改革推進委員会」から助言をいただきながら、行財政改革推進本部において進行管理を行います。

その中で、毎年度、取組の推進状況等を踏まえ点検を行い、重点的に取り組むべき課題や今後の方向性等を明確にし、必要に応じて見直しを行います。



Ⅱ 基本的方向性及び取組方針

《視点1》復興を支える財源の確保と財政健全性の確保

【基本的方向性】

① 復興財源の確保

復興・創生を着実に進めていくため、長期的かつ安定的な財源の確保を図ります。

② 財政健全性の確保

非常に厳しい財政状況にあっても、必要な事業については適時適切に実施しながら、将来にわたる財政の健全性を確保していきます。

【取組方針】

1 自主財源の確保

(1) 財源捻出等による歳入確保

厳しい財政状況を踏まえ、あらゆる手段により歳入確保を図る観点から、業務執行方法の改善などによる内部管理経費の節減や、徹底した事務事業の見直しにより財源捻出を図ることに加え、県債や基金の活用、使用料・手数料の見直し、県有財産の活用など、県自らの努力による歳入確保を図っていきます。

(2) 県税収入の確保

人口の減少等の影響により、今後県税収入は減少していくことが懸念されることから、経済活性化対策や雇用の確保など税源の涵養に結びつく施策を展開していくとともに、税の徴収体制を強化することにより未納額を圧縮するなど、あらゆる手段により県税収入の確保に努めていきます。

2 国からの復興財源確保

(1) 復興・創生を推進するための財源措置の要求

福島復興再生特別措置法など法定化されたものに基づいて国が講じることとされた施策、事業の確実な実施及び必要な予算の確保を求めています。

また、本県の復興のステージに応じた施策を適切に講じていくためには、長期的かつ安定的な財源を確保する必要があることから、国の復興・創生期間における財源の枠組みを前提としつつ、あらゆる機会を捉えて必要な財源の確保を求めています。

(2) 交付金等の柔軟かつ弾力的な運用

復興交付金、福島再生加速化交付金などの復興関連の交付金等について、復興のステージや復興のまちづくりの進捗状況に応じて、被災自治体の創意工夫がいかされ、また新たな課題等に迅速に対応できるよう、柔軟な事業執行のための運用の弾力化や事務手続きの簡略化を要求するとともに、対象事業や対象経費の追加・拡充を求めています。

3 原子力損害賠償金の確保

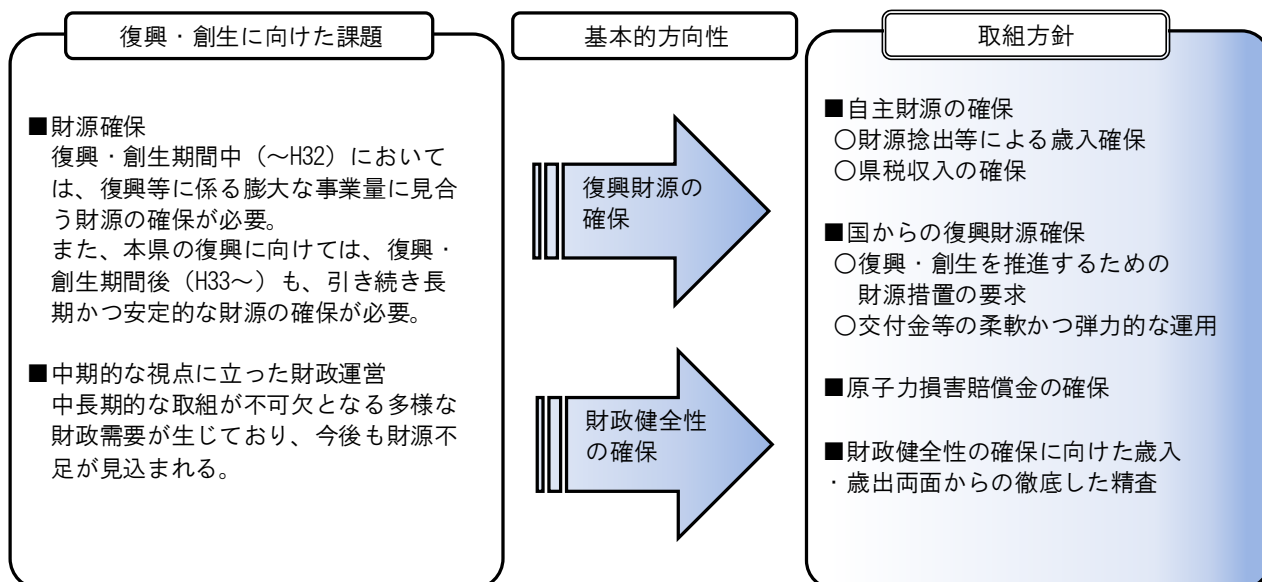
原子力発電所事故により本県が被った損害は、全て賠償されることが基本であり、国の原子力損害賠償紛争審査会が定めた「中間指針」において明確な賠償基準が示されなかった損害を含め、東京電力株式会社に対する確かな請求を行うとともに、確実かつ迅速な支払いを求めています。

4 財政健全性の確保に向けた歳入・歳出両面からの徹底した精査

財政健全性の確保に向けて、全ての事業について必要性、優先度及び費用対効果の観点から不断の見直しを行うとともに、部局や枠組みにとらわれることなく、組織横断的な視点で事業を構築し、類似事業を統合・削減していくなど財政運営の効率化を図っていきます。

また、財源の確保にあたっては、「中期財政見通し」を踏まえ将来負担にも十分留意するなど、年度間の見通しに立った安定的な財政運営に取り組んでいきます。

《視点1》 復興を支える財源の確保と財政健全性の確保



※「復興・創生に向けた課題」は「復興・再生に向けた行財政運営方針 取組状況の総括」から趣旨を引用。

《視点2》復興を加速させる執行体制の強化

【基本的方向性】

- ① 新たな行政課題への的確な対応
新たな行政課題に対して、引き続き全庁的かつ部局横断的に連携調整しながら迅速かつ的確に対応していきます。
- ② 行政需要に応じた執行体制の整備
短期的需要や長期的需要など様々な行政需要に対応するため、必要な人員の確保や職員の育成、アウトソーシングの推進に取り組むとともに、不断に組織体制を点検しながら、効果的かつ効率的な業務執行体制を整備します。
- ③ 県民やNPO、企業等と一体となった復興への取組
復興・創生に向けては、全ての力を結集し、取り組んでいく必要があることから、多様な主体との連携・協働を図る仕組みや体制づくりを進めるとともに、専門性の高い行政課題については外部人材の活用などに取り組みます。

【取組方針】

1 復興・創生を着実に推進するための体制整備

(1) 連携による業務執行と柔軟な組織体制の整備

浜通り地域等の産業再生を担う「福島イノベーション・コースト構想」の実現や、オリンピック・パラリンピックの県内開催への対応など、真の福島復興に向けて対応すべき課題に、部局間の連携を強化し、総合力を発揮した組織運営を行うとともに、迅速かつ的確に対応できるよう柔軟に組織体制を整備します。

一方、限られた人的資源を最大限に活用し、最小の経費で最大の効果を発揮する組織運営を行う観点から、復興・創生の状況を踏まえながら、不断に組織体制や業務執行方法等の見直しを行います。

(2) アウトソーシングの推進

復興・創生に向け増大する業務についてアウトソーシングの可否を検討し、定型的業務などについては、外部委託等を進めるほか、既に外部委託している業務についてもその範囲の拡大等について検討を行うなど、より一層アウトソーシングを推進し、効果的な業務執行体制の構築を図っていきます。

なお、外部委託業務の執行状況や成果の確認を適時適切に行うなど、業務の進捗に支障が生じないよう取り組みます。

2 復興・創生に向けた人員の確保

(1) 必要な人員の確保と重点的配置

復興のステージに応じた新たな行政需要への対応や課題解決のため、必要な人員については、正規職員に加え、任期付職員の採用や、全国の都道府県等に対して引き続き職員派遣の要請を行うなど、将来に対する負担なども考慮しながら多様な方策により確保していくとともに、早期の復興に向け、復興・創生に係る事業等へ重点的に配置していきます。

一方、中長期的には、簡素で効率的な行財政運営を行っていく必要があることから、今後の復興・創生の状況も踏まえながら、適切な定員管理に努めていきます。

(2) 人員確保に係る国への要望

国に対して、全国の都道府県等からの派遣職員の受入れや震災対応のために採用した職員の経費について、復興に係る事業が終了するまでの間、引き続き必要な財源を措置するよう求めるとともに、職員の更なる確保を要望していきます。

(3) 職員採用の見直し

復興・創生を担う有為な人材を確保するため、受験資格の見直しや民間企業等職務経験者の採用拡充等採用試験の見直しを行っていきます。

また、専門性を有する技術職員等全国的にも確保が困難な人材について、その確保に向けて取り組んでいきます。

3 復興・創生を担う人材の育成

(1) 職員研修の充実

復興・創生を担う新規採用職員や若手職員を着実に育成するため、相談に応じるサポート職員や上司等によるきめ細かなOJT（職場内研修）の更なる推進を図るとともに、経験年数や業務の課題に応じた部局ごとの専門研修を行い、さらにはOff-JT（職場外研修）を効果的に実施していきます。

また、誇りあるふるさとの再生に向けて職員一丸となって取り組んでいくため、知事と職員の懇談や管理職員に対する研修など様々な取組を通じて、職員の一層の意識高揚に努めていきます。

(2) 専門性を持った人材の育成

経験やノウハウの蓄積の少ない新たな課題に対応していく必要があることから、重点分野を定めて、専門性を持った人材を多角的な視点から計画的に育成していくための方針に基づき、本県の将来を担う人材育成を進めていきます。

(3) 組織目標の明確化と人事評価制度の運用

事業の着実な推進のため、組織として取り組むべき課題や達成すべき目標を明確にし、課題解決に向けて目標を管理しながら取り組んでいきます。

そのため、「能力評価」や業務の達成度に係る「業績評価」に基づく人事評価制度を円滑に運用し、職員の能力や意欲を高め、復興・創生に向けた人材の育成につなげていきます。

4 多様な主体との協働の推進

(1) 協働を推進し、持続する仕組みや体制づくり

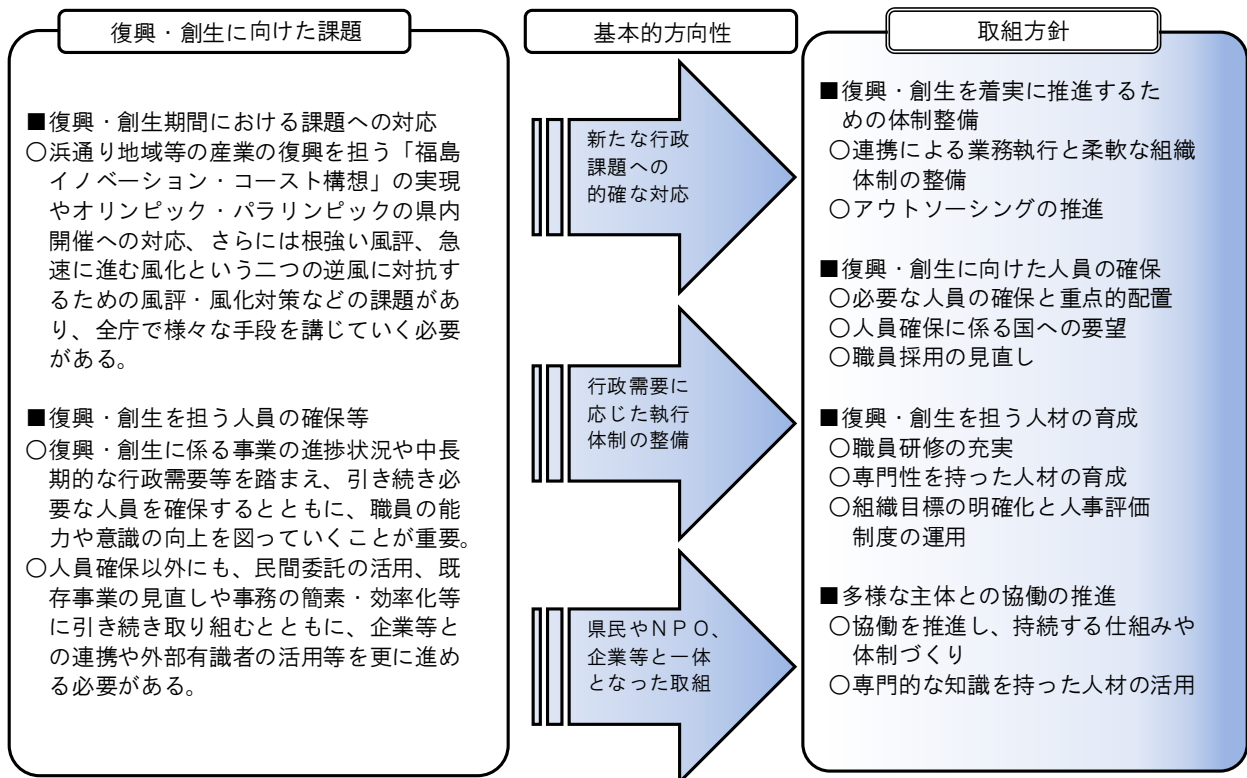
県民を始めNPO、各種団体、企業等様々な主体との協働をより一層推進するとともに、協働の担い手の一つであるNPO法人等が自立的、継続的にその力を発揮できるよう運営力強化を支援しながら、復興・創生に向け持続可能な協働の取組を行うための仕組みづくりを進めていきます。

(2) 専門的な知識を持った人材の活用

原子力安全対策や放射性物質対策、県民の健康調査など専門性の高い行政課題に対して的確に対応するため、外部専門家の派遣や大学等専門機関からの助言を受けるなど、専門的な知識を有する人材の活用を図るとともに、研究機関等との一層の連携強化を図ります。

また、外部人材を活用した効果的な情報発信を行っていきます。

《視点2》 復興を加速させる執行体制の強化



※「復興・創生に向けた課題」は「復興・再生に向けた行財政運営方針 取組状況の総括」から趣旨を引用。

《視点3》復興を進める市町村との連携強化

【基本的方向性】

① 市町村と一体となった復興への取組

帰還困難区域等の復興・再生を目指す地域、避難指示解除により復興のスタートラインに立った地域など、避難指示の解除の状況、住民帰還の進捗等に伴い、市町村における復興のステージがそれぞれ異なるため、当面する様々な行政課題に連携して取り組めます。

② 市町村における執行体制等の強化

復興・創生に係る事業や複雑・多様化する課題へ対応するため、必要な人員の確保など市町村の執行体制等の強化に連携して取り組めます。

③ 市町村における復興財源と財政の健全性の確保

復興に係る事業が確実に成し遂げられるよう、長期的かつ安定的で十分な財源の確保を図るとともに、自主財源の状況にも十分配慮しながら、将来にわたり財政の健全性を確保していきます。

【取組方針】

1 復興・再生に当たっての課題解決に向けた連携

(1) 課題解決に向けた市町村との連携

市町村単独では解決が困難な課題に対応するため、それぞれの課題に連携して対応していきます。

(2) 復興のステージに応じた課題の解決

帰還困難区域において住民の居住区域を目指す「特定復興再生拠点」の整備など、復興・再生に向けた市町村による中長期的な構想の実現や、避難12市町村が掲げる将来像の具体化のために、国、市町村等と連携し、進行管理する中で新たな課題を捉えながら、課題解決に取り組めます。

また、避難12市町村における広域連携についても検討していきます。

(3) 市町村と一体的に行う要望

国に対して、復興や住民帰還の状況に応じた新たな課題に対応できるよう、必要な施策の実施や交付金施策対象の拡充・追加といった運用の改善等を、市町村と一体となって要望するなど、課題解決に向け取り組んでいきます。

2 市町村の行政運営に対する人的支援等

(1) 県から市町村に対する職員派遣等

避難指示区域等にある市町村への駐在員の配置や関係地方振興局等への市町村の帰還及び復興支援担当職員の配置などにより、引き続き市町村における課題の把握に努め必要な支援を行っていきます。

また、市町村における復興・創生に係る事業の円滑な推進に向け、市町村自らによる人員確保を支援するほか、県から職員を派遣するなど、市町村の執行体制確保に向けた取組を推進していきます。

(2) 国や全国市町村等への職員派遣要請

市町村における復興に係る事業の円滑な推進に向け、国及び全国の市町村等へ引き続き人的支援を要請するなど、市町村の執行体制確保に向けた取組を推進していきます。

3 復興・創生に向けた取組に対する支援の充実強化

(1) 計画策定への対応

市町村における各種計画の策定・改定に当たり、必要な情報や指針等の提示、計画策定委員会への職員派遣等による個別の助言など、それぞれの状況に応じた適切な支援を行っていきます。

(2) 事業執行への対応

専門的な知識や技術が必要な事業等に対する専門家の派遣や、災害復旧事業、避難指示の解除に伴う帰還者向け災害公営住宅整備の代行など市町村の事業に対して適切な支援を行っていきます。

(3) 権限移譲の推進

住民に身近な市町村が主体的に地域づくりに取り組めるよう、県から移譲可能な事務権限について分かりやすく情報提供し、市町村の意向や地域の実情を踏まえながら権限移譲を推進していきます。

(4) 市町村サポート体制の強化

市町村における人材の育成や自主的・主体的な広域連携に取り組む市町村に対する支援等を行うとともに、県出先機関における支援体制の強化に取り組んでいきます。

4 市町村の財政運営に対する支援

(1) 復興財源の確保

震災復興特別交付税の継続及び復興が完了するまでの復興交付金の必要額の確保や運用の改善、避難地域の復興のステージに応じた福島再生加速化交付金の確保等を国に要望するとともに、市町村復興支援交付金による取組の支援を行うなど、市町村の復興に必要な財源の確保に連携して取り組んでいきます。

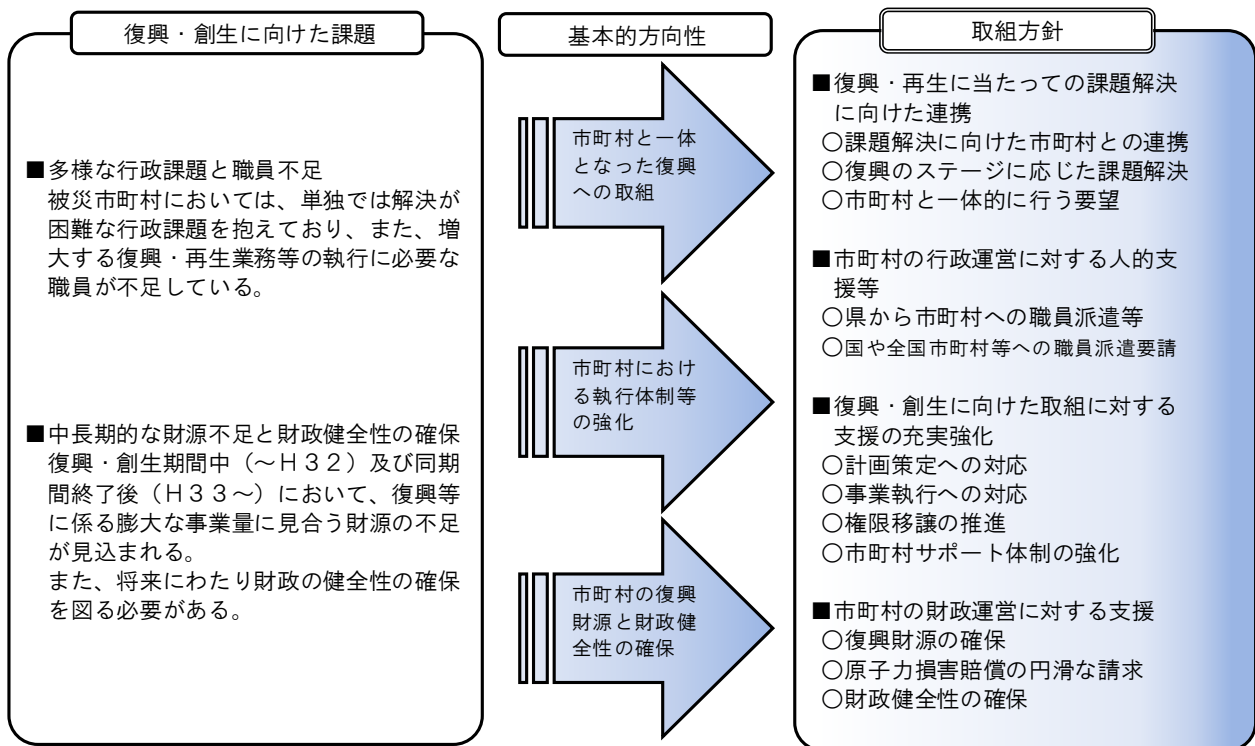
(2) 原子力損害賠償の円滑な請求

市町村において原子力損害賠償の円滑な請求が行えるよう、県と市町村で必要な情報共有を図り課題の把握に努めるとともに、市町村間で共通する課題等について県が東京電力株式会社と協議を行うなど、市町村に対する支援を行っていきます。

(3) 財政健全性の確保

市町村の将来にわたる財政の健全性の確保を図っていくため、財政健全化法に規定する財政指標等に基づき財政計画策定等への助言を行うとともに、市町村振興基金の活用などを通じて支援を行っていきます。

《視点3》 復興を進める市町村との連携強化



※「復興・創生に向けた課題」は「復興・再生に向けた行政運営方針 取組状況の総括」から趣旨を引用。

《視点4》復興に向けた効果的な情報発信

【基本的方向性】

① 正確で分かりやすい情報発信

復興の状況や復興に向けた取組、県民の安全・安心に関わる情報、県民生活に係る各種制度等について、県内外に正しく伝えるため、様々な媒体を活用し、分かりやすく、効果的な情報発信を行います。

② 共感と応援の輪の拡大に向けた伝わる情報発信

本県への関心を向上させ、共感・応援いただける方を増やし、本県に対する理解を深めていただくため、放射線測定結果の公表や各種モニタリング等を実施した上で、ターゲットを明確にし、市町村・他都道府県・国・民間企業等との連携強化のもとに情報発信に取り組みます。

【取組方針】

1 復興の状況や復興に向けた取組等の効果的な情報発信

(1) 復興の状況等の統一性のある情報発信

復興の現状や復興の進捗・取組等について、事業間や部局間の連携を通じて、統一性のある情報発信を展開します。

(2) 避難者への情報発信

避難者に対してふるさとの復興情報の提供を随時行い、ふるさととの絆を維持するとともに、帰還の判断に必要な情報を引き続き発信していきます。

また、避難者のニーズに応じたきめ細やかな情報発信に努め、避難者の生活の安定や生活再建に繋げていきます。

2 ターゲットの明確化と連携強化による伝わる情報発信

(1) ターゲットを明確にした情報発信

伝えたい、伝えなければならない対象を明確にするとともに、情報を丁寧に分かりやすく着実に届けるため、県政広報に係る既存のテレビ番組や新聞・広報誌等の企画構成等を絶えず見直ししながら、県内外の多くの方に伝わる情報発信を行います。

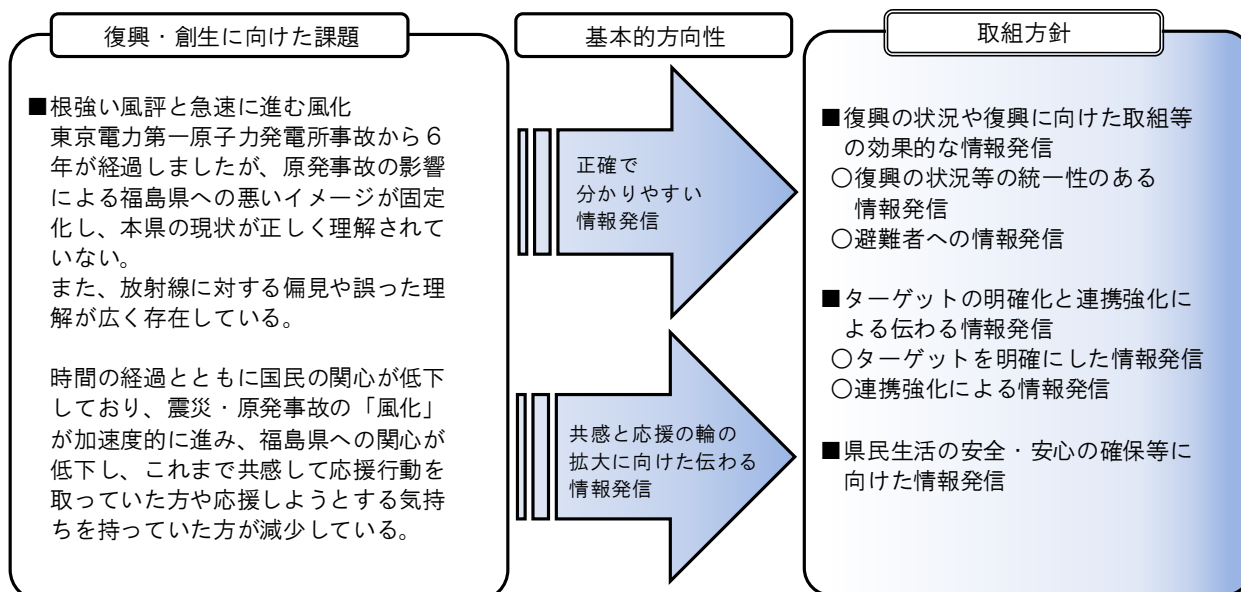
(2) 連携強化による情報発信

市町村・他都道府県・国・民間企業等との連携を更に強化し、多層かつ多方面な情報発信に取り組みます。

3 県民生活の安全・安心の確保等に向けた情報発信

県民生活の安全・安心の確保等の土台となる取組として、放射線測定結果や農林水産物等のモニタリング検査等の公表に加え、消費者を対象とした説明会やシンポジウム、セミナー等を開催することで、随時、県内外に正確な情報や知識を提供し、本県への正しい理解が深まり、また広がるよう取り組みます。

《視点4》 復興に向けた効果的な情報発信



※「復興・創生に向けた課題」は「復興・再生に向けた行財政運営方針 取組状況の総括」から趣旨を引用。

Ⅲ その他の取組

1 業務効率化に向けた働き方改革

(1) 意識改革と業務効率の向上

職員一人一人が、長期間にわたる復興・創生等の業務にしっかりと取り組んでいけるよう、長時間労働を常態としないための意識改革や、事務の改善・簡素化による業務効率の向上に取り組めます。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組

職員一人一人が、それぞれの仕事と生活の調和を図りながら業務を継続することができるよう、働き方の多様化に向けた取組を進めていきます。

2 継続的な行財政改革への取組

(1) 継続的な課題等への対応

公社等外郭団体の見直しなど個別の行財政改革の課題については、それぞれの計画の中で目標や期間を明確にし、適切な進行管理を行いながら継続的に取り組んでいきます。

また、ICT等を活用して行政運営の簡素・効率化や透明性の向上を図っていきます。

なお、取組の必要性が薄れたり、役割が終えたものは順次終了するなど、見直しを図っていきます。

(2) 復興・創生期間後の行財政改革への対応

復興・創生期間後においても、行財政改革に継続的に取り組めるよう、新たな行財政改革大綱の策定を見据え、準備等の作業を進めます。